

～年末調整・確定申告まで大切に保管してください～
社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

■住民課国保年金係【☎028(677)6038】

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で全額が社会保険料控除(その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料)の対象になります。

この控除を受けるには、納付を証明する書類の添付が義務付けられています。

今年1月～9月の間に国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます(10月～12月の間に今年始めて国民年金保険料を納付した人には、来年2月上旬に送付されます)。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書か領収書を添付してください(ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、控除額に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書も一緒にお持ちください)。

控除証明書に対する問い合わせ(控除証明書専用ダイヤル)

【☎0570(070)117】一般の固定電話・携帯電話※通話料がかかります。

【☎03(6700)1130】IP固定電話など※通話料がかかります。

●受付期間／11月1日(月)～平成23年3月15日(火)

●受付時間／月曜日～金曜日 8:30～17:15
 第2土曜日 9:30～16:15

※ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は19:00まで受付延長

※祝日・12月29日～1月3日はご利用できません。

税務署からのお知らせ ～相続または贈与税に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について～

■真岡税務署【☎0285(82)2115】

遺族の人が年金として受給する生命保険金(以下「保険年金」)のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

それを受けて、相続・贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取り扱いが変更になりました。

これにより、所得税、住民税などの還付が発生する場合がありますので、必要な手続きを取っていただくこととなります。



今後、生命保険会社などの「保険年金」取扱各社から、国税庁作成のパンフレットと併せて還付手続きに必要な年金情報等が、個別に対象者に通知される予定です。

年内中の手続きが必要となる人もいますので、詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

印鑑証明書 住民票 の交付には **自動交付機** のご利用が **便利です**

■住民課住民戸籍係【☎028(677)6014】

暗証番号を登録した芳賀町民カード・印鑑登録証をお持ちの場合、土・日・祝日でも自動交付機で印鑑証明書や住民票の証明書の交付を受けることができます。

また、窓口申請のように請求書を記入する必要もありませんので、ご利用ください。

設置場所と利用時間

設置場所／

芳賀町役場正面玄関入口

利用時間／

平日 8:30～17:00(毎週木曜日のみ8:30～19:15)

土・日曜日・祝日 8:30～17:00

※年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。また電気設備などの点検日(年1回)に臨時休止いたします。臨時休止日は広報紙でお知らせします。



利用料金(証明書の交付手数料)

印鑑登録証明書／1通 300円 住民票の写し／1通 300円

暗証番号の登録

自動交付機をご利用いただくには、町民カードに自動交付機専用の暗証番号(4けたの数字)の登録が必要です。暗証番号の登録手数料は無料です。暗証番号の登録は、官公庁発行顔写真付きの本人確認書類(運転免許証など)を持参し、必ず登録者本人が住民課窓口で申請してください。

自動交付機をご利用になる際の注意事項

※現在の情報が記載された証明書のみ交付されます(住所などの履歴や、転出などで除籍された人の情報が必要な場合は住民課窓口へお越しください)。

※自動交付機には、不正防止用の防犯カメラを設置しています。

※暗証番号は他人に知られないよう気をつけください。なお、暗証番号についてのお問い合わせは、本人以外には一切応じられません。お問い合わせは窓口開庁時間内をお願いします。

※自動交付機で交付された証明書の交換・返金はできません。

パスポートの申請が役場でできるようになりました

■住民課住民戸籍係【☎028(677)6014】

10月1日から、町内在住の人は住民課窓口でパスポート(旅券)の申請・受け取りができるようになりました。県の窓口は申請受付を終了しましたのでご注意ください。

申請・交付時間／

平日 8:30～17:00

※土・日曜日・祝日・年末年始は受け付けできません。

※その他、二重申請の有無の確認が取れない場合など、受け付けできない場合があります。

